

介護予防・日常生活支援 総合事業を利用ください。

高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援します。

問合せ 長寿支援課 ☎33-4436

介護予防・生活支援サービス事業の主な内容

サービス		利用頻度	利用対象者
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス ※居宅において、ホームヘルパーにより、入浴・排せつ・食事などの身体介護、掃除・買い物などの生活援助を行うもの	週1回程度	要支援1・2
		週2回程度	
		週2回を超える	要支援2
	えぶろんケアサービス ※居宅において、ホームヘルパーにより、掃除・洗濯・買い物などの生活援助を行うもの	月2回	要支援1・2
		週1回	要支援1・2
通所型サービス		週2回	要支援2
	口腔機能改善教室 ※歯科衛生士がご自宅等を訪問し、口腔・食事に関する指導助言などを行うもの	月1～2回 ※3～6カ月の短期間	事業対象者 要支援1・2
	介護予防通所介護相当サービス ※施設に通い、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の支援と機能訓練を行うもの	週1回程度	要支援1
		週2回程度	要支援2
	お達者クラブ ※施設に通い、運動、レクリエーション活動を通しての機能訓練を行うもの	週1回	事業対象者 要支援1・2
		週2回以内	要支援2
	元気アップチャレンジ教室 ※施設に通い、リハ専門職によるプログラムのもと機能訓練を行うもの	週1回	事業対象者 要支援1・2
		週2回以内	要支援2
	元気が出る学校 ※各専門職による運動、栄養、口腔プログラムを取り入れた複合型教室	週1回(全16回)	事業対象者 要支援1・2

総合事業の種類

要支援1・2と認定された人や、基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた人(事業対象者)が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の全ての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

サービス事業の流れ

① 自立に向けた目標の達成に取り組んでいくよう、どのサービスを利用するのが適切なのか、地域包括支援センターが本

人や家族の希望、生活機能の状態を踏まえ、プランを作成します。
② 介護予防・生活支援サービス事業を受けながら自立した生活を目指していきます。また、一般介護予防事業(やつしろ元気体操教室、集いの広場、いきいきサロン)なども利用し、地域の活動にも参加していきます。
③ 目標が達成され、自立した生活が送れるようになれば介護予防・生活支援サービス事業からの卒業となります。再び困ることが生じた場合は、地域包括支援センターに相談ください。

八代市地域包括支援センター一覧

総合事業の利用については、お住まいの地区を担当する地域包括支援センター、または長寿支援課へ相談ください。

名称	所在地	電話番号	担当地区
第1地域包括支援センター(ふるさと)	鏡町内田742-2	53-2601	鏡・東陽・泉
第2地域包括支援センター(やまびこ)	上日置町2345	30-8071	太田郷・昭和・龍峯・千丁
第3地域包括支援センター(だいち)	井揚町3100	45-5568	松高・八千把
第4地域包括支援センター(しおかぜ)	郡築一番町180-1	37-3337	代陽・八代・麦島・郡築
第5地域包括支援センター(くまがわ)	植柳上町683-1	35-1111	植柳・高田・金剛・宮地
第6地域包括支援センター(おれんじ)	日奈久塩南町146-7	38-3373	日奈久・二見・坂本